



「納税地」について理解する

「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士
平井満広

掲載(予定)テーマ
 ●法人の種類と法人税の取扱い
 ●「事業年度」の区切りとは
 ●「納税地」について理解する
 ●税率と税額の関係
 ●申告と納税をどう行なうか
 ●連結納税とは何か

「納税地」とは、確定申告書の提出や、各種の届出、申請、納付等の税務手続きを行なう場所のことをいいます。

法人税法上の納税地の取扱いは図表1のとおりとなっています。

「内国法人」とは、国内に本店または主たる事務所を有する法人、「外国法人」とは、内国法人以外の法人のことです。

内国法人の「本店の所在地」は、一般的に登記簿に記載されている本店所在地となります。

たとえば、全国チェーンのラーメン店を営む会社の本社が、東京都港区虎ノ門にあった場合、全国各地に店舗があったとしても法人税の「納税地」は東京都港区虎ノ門（所轄は芝税務署）です。

この場合、法人税の申告書や届出書は芝税務署長にのみ提出し、全

国各地の税務署に申告書を提出することはありません（ただし、法人住民税や法人事業税等の地方税の申告書は店舗がある県税事務所や市役所等にも提出します）。

登記されていないマンション管理組合やPTAといった「人格のない社団等」の場合は、定款等に定めた所在地や事業上の本拠地が「本店の所在地」となります。

なお、前記の納税地が事業活動の実態からみて不適当（たとえば登記上の本店所在地に活動拠点がまったくない）と判断された場合は、国税局長や国税庁長官が納税地を指定することがあります。

また、前記の納税地が事業活動の実態からみて不適当（たとえば登記上の本店所在地に活動拠点がまったくない）と判断された場合は、国税局長や国税庁長官が納税地を指定することがあります。

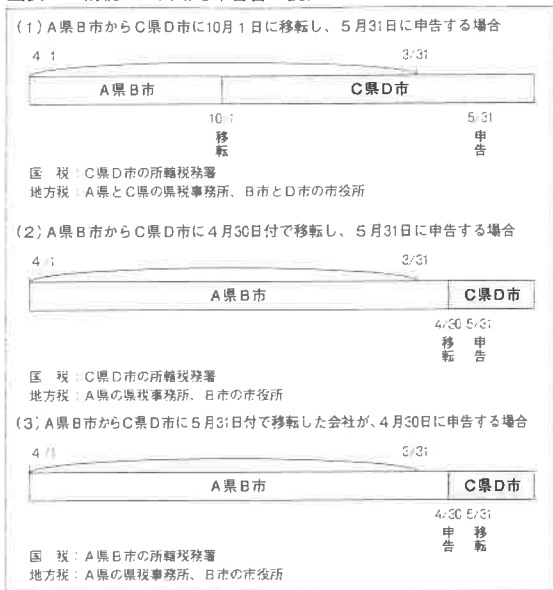
会社が移転したときの納税地はどうなるか

本店事務所を移転する等、納税地に異動があった際は、異動後速

図表1 納税地の取扱い

区 分		納 税 地
内国法人		本店又は主たる事務所の所在地
外国法人	国内に支店等の恒久的施設を有する外国法人	その支店等の所在地 (支店等が2以上ある場合には、主たるものの所在地)
	国内に支店等の恒久的施設を有しない外国法人	その資産の所在地 (資産が2以上ある場合には、主たる資産の所在地)
		その他の外国法人
		1)上記の該当法人だった場合は、その時の納税地 2)外国法人が申告等をするに当たって選択した場所 3)上記以外の場合は随時税務署管轄区域内の場所

図表2 納税地の異動と申告書の提出先



することとなります。

たとえば3月決算の会社が納税地の異動をした場合、申告書の提出先は図表2のようになります。

恒久的施設があれば
外国法人も納税

外国法人の納税地となる、「恒久的施設」(Permanent Establishment)とは、法人税法では次のような定義となっています（ただし、「租税条約で異なる

定めがある場合は租税条約が優先されます）。

なお、下記の代理人であっても独立代理人（外国法人から独立している等）は、代理人P/Eから除外されます。

① 外国法人の国内にある支店等（支店等P/E）

外国法人が日本国内で事業活動を行なう支店等の拠点です。支店等P/Eの範囲は次のとおりです。

② 支店、出張所その他の事業所

- ① 支店、出張所その他の事業所
- ② 鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所
- ③ その他事業を行なう一定の場所
- ④ ①や②に準ずるもの（事業活動の拠点としているホテルの一室等）
- なお、資産の購入業務や資産の保管その他補助的な活動のみ使用する一定の場所は恒久的施設に含まれません。
- ⑤ 外国法人の国内にある建設作業場（建設P/E）
- 外国法人が日本国内で建設作業等を行なう場所や建設作業等で、次の範囲をいいます。
- ① 建設等に要する期間がすでに1年を超えて行なっている実績のあるもの
- ② 建設等に要する期間が1年を超えることが契約等で明らかなもの
- ③ 一の契約による建設等に要する期間が1年以上であったとしても、これに引き続き他の契約による建設等に要する期間を通算すると1年を超えることになるもの
- ④ 注文取得代理人
- 専らまたは主として一の外国法人（その外国法人の主要な株主等を含む）のために、継続的に反復して、その事業に関する契約を締結するための注文の取得、協議等

⑤ 注文取得代理人

専らまたは主として一の外国法人（その外国法人の主要な株主等を含む）のために、継続的に反復して、その事業に関する契約を締結するための注文の取得、協議等

⑥ 常習代理人

外国法人のために、その事業に関する契約（外国法人が資産を購入するための契約は除く）を締結する権限を持っていて、これを継続的に反復して行使する者（一定の者を除く）です。

⑦ 在庫保有代理人

外国法人のために、顧客の通常